

令和7年6月

姫路市契約課
姫路市上下水道局経営管理課

少額随意契約の基準額引上げについて（お知らせ）

随意契約ができる契約の予定価格の上限額（少額随意契約の基準額）を次のとおり引き上げます。

1 変更内容

項目	変更前	変更後	項目の例示
工事又は製造の請負	130万円	200万円	建設工事など
財産の買入れ	80万円	150万円	物品調達など
物件の借入れ	40万円	80万円	リースなど
財産の売払い	30万円	50万円	不用品の売却など
上記以外のもの	50万円	100万円	建設関連コンサルタント業務 業務委託など

※物件の貸付けに関しては従来通り「30万円」から変更ありません。

2 変更時期

令和7年6月1日以降に発注（見積依頼）する案件から変更します。

お知らせに関する問合せ先
姫路市契約課（上下水道局以外）
TEL 079-221-2235（工事担当）
2238（委託担当）
2231（物品担当）
姫路市上下水道局経営管理課（上下水道局）
TEL 079-221-2652（経理第二担当）